

せたがや福社區民学会 会費規則

平成21年12月12日

改正 令和元年12月7日

せたがや福社區民学会規約第3の8の規定により、この学会の会費について次のとおり定める。

- 1 個人会員の年会費は次のとおりとする。
 - (1) 一般会員 1,000 円
 - (2) 学生会員 500 円
 - (3) 賛助会員 1,000 円

- 2 団体会員、賛助会員（団体）の年会費は一口 3,000 円とし、1 団体につき 1 口以上の会費を支払うこととする。複数の事業を經營する法人等については、1 の事業所を 1 団体とする。

- 3 会員登録を行う団体または個人は、事務局が指定した期日までに会費を納付しなければならない。

この規則は、令和元年12月7日から施行する。